

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00027 沿革（略） <u>平成28年10月24日 一部改正</u></p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00027 沿革（略）</p>	
<p>第1条～第5条（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p>	
<p>（保険の申込み） 第6条 特約書締結者は、特約書附帯別表第1に掲げる対象契約を締結したときは、締結した日の属する月の翌月の末日までに、対象契約の内容を案件ごとに明記した別紙様式第4-1による貿易一般保険包括保険（企業総合）<u>申込データシート</u>（以下「<u>保険申込データシート</u>」という。）に別紙様式第4-2による貿易一般保険包括保険（企業総合）告知書（貿易一般保険運用規程第40条に規定する告知事項その他の告知事項について約款第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合に限り。以下同じ。）を添え、本店等（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した先に限り。）に提出するものとする。この場合において、一の対象契約で代金若しくは対価（以下「<u>代金等</u>」という。）が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合又は貨物の輸出若しくは販売に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、<u>申込みを行うものとする</u>。ただし、当該対象契約が別表2に該当する場合は、別紙様式第5による貿易一般保険申込書に、<u>対象契約の内容を案件ごとに明記した日本貿易保険が認める書面</u>、別紙様式第4-2による貿易一般保険包括保険（企業総合）告知書及び当該対象契約を証する書面を添えるものとする。</p> <p>2 <u>保険申込データシート</u>を提出する際には特約書締結者において<u>証券</u></p>	<p>（保険の申込み） 第6条 特約書締結者は、特約書附帯別表第1に掲げる対象契約を締結したときは、締結した日の属する月の翌月の末日までに、対象契約の内容を案件ごとに明記した別紙様式第4-1による貿易一般保険包括保険（企業総合）<u>（新規・変更・修正）申込（請）書</u>（OCRシート<u>2 1 0 3</u>）。以下「<u>保険申込シート</u>」という。）に別紙様式第4-2による貿易一般保険包括保険（企業総合）告知書（貿易一般保険運用規程第40条に規定する告知事項その他の告知事項について約款第21条第1項の規定に基づき告知を行う場合に限り。以下同じ。）<u>及び別紙様式第5による貿易一般保険包括保険（企業総合）送り状</u>（以下「<u>送り状</u>」という。）又は<u>別紙様式第6による貿易一般保険包括保険（企業総合）申込書</u>（以下「<u>保険申込書</u>」という。）に<u>対象契約の内容を収録したフロッピーディスク</u>（以下「<u>F/D</u>」という。）<u>及び別紙様式第4-2による貿易一般保険包括保険（企業総合）告知書を添え、本店等（前条の規定に従って内諾を取得した案件にあっては、内諾申請書を提出した先に限り。）に提出するものとする</u>。この場合において、一の対象契約で代金若しくは対価（以下「<u>代金等</u>」という。）が二以上の通貨で決済される場合、貨物の仕向地が二以上にわたる場合又は貨物の輸出若しくは販売に付随して役務の提供が含まれ、かつ、その対価が契約上明記されている場合は、保険料算定上決済金額を分割し、<u>申込書を提出するものとする</u>。ただし、当該対象契約が別表2に該当する場合は、別紙様式第7による貿易一般保険申込書に<u>保険申込シート</u>、別紙様式第4-2による貿易一般保険包括保険（企業総合）告知書及び当該対象契約を証する書面を添えるものとする。</p> <p>2 <u>保険申込シート</u>を提出する際には特約書締結者において<u>申込番号</u>を</p>	

新	旧	備考
<p>番号を記入することとし、このうち一連番号の欄には特約書第13条に規定する追順番号を記入することとする。</p> <p>3 被保険者は、約款第22条第1項又は特約書第6条第1項の規定に基づき、保険契約締結後において対象契約に内容変更等（別表3に掲げる重大な内容変更等を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するときは、約款第22条第1項又は特約書第6条第1項に定める期限までに第1項の規定に準じて本店等に変更通知を行うものとする。ただし、第1項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込を行ったものについては、<u>別紙様式第6-1</u>による貿易一般保険変更通知書に<u>当該変更の内容を明記した日本貿易保険が認める書面</u>、当該変更を証する書類の写し及び当該変更に係る内容変更承認申請回答書の写し（事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。）を添えて変更通知を行うものとする。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>6 被保険者は約款第22条第3項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、<u>別紙様式第6-1</u>による貿易一般保険変更承認申請書に承認の対象となる内容変更等を必要とする理由を説明した書類又は内容変更等を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該内容変更等に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>7 被保険者は、<u>第1項及び第3項</u>、<u>第7条第2項並びに第10条</u>に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</p>	<p>記入することとし、このうち一連番号の欄には特約書第13条に規定する追順番号を記入することとする。</p> <p>3 被保険者は、約款第22条第1項又は特約書第6条第1項の規定に基づき、保険契約締結後において対象契約に内容変更等（別表3に掲げる重大な内容変更等を含む。以下同じ。）を行ったことを通知するときは、約款第22条第1項又は特約書第6条第1項に定める期限までに第1項の規定に準じて本店等に変更通知を行うものとする。ただし、第1項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込を行ったものについては<u>別紙様式第8</u>による貿易一般保険変更通知書に当該変更を証する書類の写し及び当該変更に係る内容変更承認申請回答書の写し（事前に日本貿易保険の承認を得た場合に限る。）を添えて変更通知を行うものとする。</p> <p>4～5 （略）</p> <p>6 被保険者は約款第22条第3項の規定に基づく事前の承認を日本貿易保険に求めるときは、<u>別紙様式第8</u>による貿易一般保険変更承認申請書に承認の対象となる内容変更等を必要とする理由を説明した書類又は内容変更等を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該内容変更等に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p> <p>7 被保険者は、<u>第1項（ただし書の規定によるものを除く。）並びに第3項（ただし書の規定によるものを除く。）</u>、<u>第7条第2項及び第10条</u>に規定する手続きについて、電子メールを用いる場合は、日本貿易保険が別に定める方法によるものとする。</p>	
<p>(照合台帳の点検)</p> <p>第7条 被保険者は、本店等から照合台帳を受領したときは、遅滞なくその内容を点検するものとする。</p> <p>2 前項の点検により、申込みを修正しようとするときは、当該申込みに関する照合台帳を受領した日から起算して10日以内に、第6条第1項に準じて、当該<u>修正の内容を収録した保険申込データシート</u>を本店等に提出するものとする。</p>	<p>(照合台帳の点検)</p> <p>第7条 被保険者は、本店等から照合台帳を受領したときは、遅滞なくその内容を点検するものとする。</p> <p>2 前項の点検により、申込みを修正しようとするときは、当該申込みに関する照合台帳を受領した日から起算して10日以内に、第6条第1項に準じて、当該<u>訂正の内容を収録した保険申込シート又はF/D</u>を本店等に提出するものとする。</p>	
<p>第8条～第9条 （略）</p>	<p>第8条～第9条 （略）</p>	

新	旧	備考
<p>（保険契約の訂正等） 第10条 保険契約者は、第6条第1項又は第3項の規定により提出した保険申込データシートの記載事項の誤記を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、第6条第1項に準じて、当該訂正の内容を収録した保険申込データシートを本店等に提出するものとする。ただし、第6条第1項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込みを行ったものについては、別紙様式第6-2による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。なお、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	<p>（保険契約の訂正等） 第10条 保険契約者は、第6条第1項又は第3項の規定により提出した保険申込シート又はF/Dの記載事項の誤記を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、第6条第1項に準じて、当該訂正の内容を収録した保険申込シート又はF/Dを本店等に提出するものとする。ただし、第6条第1項ただし書の規定により貿易一般保険申込書により保険の申込を行ったものについては、別紙様式第8-2による貿易一般保険訂正承認申請書に当該訂正の必要性を証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。なお、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</p>	
<p>（保険の目的等の譲渡に係る承認申請） 第11条 被保険者は、約款第41条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第7-1による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。 2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第7-2による貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	<p>（保険の目的等の譲渡に係る承認申請） 第11条 被保険者は、約款第41条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、別紙様式第9-1による貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。 2 前項に基づき、保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を受けたときは、譲渡の日から1月以内に別紙様式第9-2による貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>（質権等設定の承諾申請等） 第12条 被保険者は、約款第43条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第8-1による貿易一般保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。 2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第8-2による貿易一般保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	<p>（質権等設定の承諾申請等） 第12条 被保険者は、約款第43条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権について質権又は譲渡担保を設定するときは、別紙様式第10-1による貿易一般保険質権等設定承諾申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。 2 被保険者は、前項の規定に基づく質権若しくは譲渡担保権を解除したとき又は質権若しくは譲渡担保権が消滅したときは、別紙様式第10-2による貿易一般保険質権等設定解除等通知書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知) 第13条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれのある事情の発生（別表4に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、別紙様式第9による貿易一般保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>(損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知) 第13条 被保険者は、約款第16条の規定に基づき、決済期限前に、損失を受けるおそれのある事情の発生（別表4に掲げる「損失を受けるおそれが高まる事情の発生」をいう。）を通知するときは、別紙様式第11による貿易一般保険事情発生通知書を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該事情の発生を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(損失等発生の通知) 第14条 被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第10 - 1による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書、別紙様式第10 - 2による貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書又は別紙様式第10 - 3による貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失等発生通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、45日以内とする。</p>	<p>(損失等発生の通知) 第14条 被保険者は、約款第17条の規定に基づき損失の発生又は損失を受けるおそれのあることを通知するときは、別紙様式第12 - 1による貿易一般保険（船積前）損失発生通知書、別紙様式第12 - 2による貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書又は別紙様式第12 - 3による貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書（以下「損失等発生通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失等発生通知書の提出期限は、損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から、また、損失を受けるおそれのあるときは、決済期限から、45日以内とする。</p>	
<p>(入金のお知らせ) 第15条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第11 - 1による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第11 - 2による貿易一般保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	<p>(入金のお知らせ) 第15条 被保険者は、損失等発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に回収した金額があるときは、約款第19条の規定に基づき、当該金額の入金のあった日から1月以内かつ保険金請求まで（保険金の請求時を含む。）に別紙様式第13 - 1による貿易一般保険（船積前）入金通知書又は別紙様式第13 - 2による貿易一般保険（船積後）入金通知書（以下「入金通知書」という。）を本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく提出するものとする。</p>	
<p>(保険金受取人の指定等の通知)</p>	<p>(保険金受取人の指定等の通知)</p>	

新	旧	備考
<p>第16条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 被保険者は、約款第25条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第12による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険包括保険（企業総合）保険証券（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）若しくは企業総合保険契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「契約台帳」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>第16条 保険金受取人は、1名とする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 被保険者は、約款第25条第2項の規定に基づき保険金受取人を指定等した場合は、当該指定等の日から1月以内（ただし、1月以内に保険金の支払を請求する場合には、保険金の請求日前）に別紙様式第14による貿易一般保険保険金受取人指定等通知書に、当該指定等の内容を収録したOCRシート（<u>2 1 0 0</u>）又はF/D、当該指定等を証する書類の写し及び貿易一般保険包括保険（企業総合）保険証券（変更後証券を含む。以下「保険証券」という。）若しくは企業総合保険契約台帳（変更があった場合は当該変更後のもの。以下「契約台帳」という。）の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）</p> <p>第17条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、約款第26条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第13による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（保険金請求期間に係る猶予期間の申請）</p> <p>第17条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、約款第26条第2項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第15による貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等について証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 （略）</p>	
<p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第18条 保険金請求人は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険の場合 別紙様式第14 - 1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書に、別表5に定める書類を添付したもの</p> <p>二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合 別紙様式第14 - 2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に、別表6に定める書類を添付したもの</p> <p>三 約款第3条第3号のてん補危険の場合 別紙様式14 - 3による貿易一般保険（増加費用）保険金請求書に、</p>	<p>（保険金の支払の請求）</p> <p>第18条 保険金請求人は、約款第26条の規定に基づき、次の各号に定める書類を本店に提出するものとする。</p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険の場合 別紙様式第16 - 1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書に、別表5に定める書類を添付したもの</p> <p>二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合 別紙様式第16 - 2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に、別表6に定める書類を添付したもの</p> <p>三 約款第3条第3号のてん補危険の場合 別紙様式16 - 3による貿易一般保険（増加費用）保険金請求書に、</p>	

新	旧	備考
<p>別表7に定める書類を添付したもの 2～3 (略)</p>	<p>別表7に定める書類を添付したもの 2～3 (略)</p>	
<p>(債権一覧表に係る決済等の通知) 第19条 被保険者は、前条第1項第2号に基づき債権一覧表を提出した場合であって、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第17による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から1月以内に本店に提出しなければならない。(約款第19条並びに約款第35条第2項及び第4項に規定する通知を行った場合を除く。)</p>	<p>(債権一覧表に係る決済等の通知) 第19条 被保険者は、前条第1項第2号に基づき債権一覧表を提出した場合であって、保険金請求後当該一覧表に記載された債権について回収した金額があるときは、別紙様式第19による債権一覧表に係る決済等通知書を回収した日から1月以内に本店に提出しなければならない。(約款第19条並びに約款第35条第2項及び第4項に規定する通知を行った場合を除く。)</p>	
<p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請) 第20条 保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第18による貿易一般保険時効中断承認申請書を提出するものとする。</p>	<p>(保険金請求権の消滅時効の中断申請) 第20条 保険金請求人は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第20による貿易一般保険時効中断承認申請書を提出するものとする。</p>	
<p>(決済期限前の請求) 第21条 被保険者は、約款第28条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第19による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。</p>	<p>(決済期限前の請求) 第21条 被保険者は、約款第28条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第21による貿易一般保険損失発生確認申請書に約款第4条に規定する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であることを証する書類又は説明する書類を添付し、提出するものとする。</p>	
<p>(回収協力義務の履行状況の報告) 第22条 被保険者は、第34条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第20による貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況につい</p>	<p>(回収協力義務の履行状況の報告) 第22条 被保険者は、第34条第3項の規定に基づき回収協力義務の履行状況について報告するときは、保険証券ごとに別紙様式第22による貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書(以下「履行状況報告書」という。)に履行の状況を証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日(第3項に規定する回収協力義務の履行状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収金通知を行った場合には、当該通知の日)から3月ごとに本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が別途指示した場合は、被保険者は、当該指示に従って回収協力義務の履行状況につい</p>	

新	旧	備考
<p>て報告しなければならない。 2～3 (略)</p>	<p>て報告しなければならない。 2～3 (略)</p>	
<p>(回収金の納付) 第23条 被保険者は、約款第35条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を対象契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第21による貿易一般保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	<p>(回収金の納付) 第23条 被保険者は、約款第35条第2項又は第4項の規定に基づき、回収した金額があること（貨物を転売した場合及び貨物を対象契約の相手方に引き渡した場合を含む。）を通知するときは、別紙様式第23による貿易一般保険回収金通知書に証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	
<p>(回収に要した費用の負担) 第24条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第22による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	<p>(回収に要した費用の負担) 第24条 約款第36条第3項の規定に基づき回収費用の負担を日本貿易保険に請求する者は、別紙様式第24による貿易一般保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、保険金の支払の請求がなされた日から原則として6月ごとの日本貿易保険が指定した月に本店に提出するものとする。 2 (略)</p>	
<p>第25条 (略)</p>	<p>第25条 (略)</p>	
<p>(権利行使等の委任) 第26条 被保険者は、約款第33条第1項又は第39条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第23-1による貿易一般保険権利行使等委任状又は別紙様式23-2による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(権利行使等の委任) 第26条 被保険者は、約款第33条第1項又は第39条第1項若しくは第2項の規定に基づき輸出契約等（無付保部分を含む。）に係る権利について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、別紙様式第25-1による貿易一般保険権利行使等委任状又は別紙様式25-2による貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）に当該権利の内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p>	
<p>(指示書) 第27条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等</p>	<p>(指示書) 第27条 日本貿易保険は、約款第33条第5項の規定に基づき代位債権等</p>	

新	旧	備考																								
<p>の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第 26 条第 1 項の規定に基づき別紙様式 23 - 1 による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>二～三 (略)</p>	<p>の全部又は一部につき権利行使等を行うことを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</p> <p>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第 26 条第 1 項の規定に基づき別紙様式 25 - 1 による貿易一般保険権利行使等委任状を提出した時は、直ちに、指示書を被保険者に提示する。</p> <p>二～三 (略)</p>																									
<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第28条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第24による貿易一般保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>	<p>(回収納付金の返還請求)</p> <p>第28条 被保険者は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第26による貿易一般保険回収納付金返還請求書及び請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店に提出するものとする。</p>																									
<p>(手続の代行)</p> <p>第29条 被保険者は、第 6 条、第 8 条から第 10 条までの規定に係る事務を代行させる場合は本店等に、第 13 条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は本店に、別紙様式第 25 による貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書を事前に提出して承認を受けなければならない。</p>	<p>(手続の代行)</p> <p>第29条 被保険者は、第 6 条、第 8 条から第 10 条までの規定に係る事務を代行させる場合は本店等に、第 13 条から前条までの規定に係る事務を代行させる場合は本店に、別紙様式第 27 による貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書を事前に提出して承認を受けなければならない。</p>																									
<p>第 30 条 (略)</p>	<p>第 30 条 (略)</p>																									
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成28年11月 1 日から実施する。</u></p>																										
<p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="100 1209 967 1445"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td> <td>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1 - 2</td> <td>不正競争防止法に係る誓約書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 - 1</td> <td>貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書	1	1 - 2	不正競争防止法に係る誓約書	1	2 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出	1	<p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="1008 1209 1881 1445"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>提出書類</th> <th>提出部数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 - 1</td> <td>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>1 - 2</td> <td>不正競争防止法に係る誓約書</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2 - 1</td> <td>貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	提出書類	提出部数	1 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書	1	1 - 2	不正競争防止法に係る誓約書	1	2 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出	1	
様式番号	提出書類	提出部数																								
1 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書	1																								
1 - 2	不正競争防止法に係る誓約書	1																								
2 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出	1																								
様式番号	提出書類	提出部数																								
1 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書締結申込書	1																								
1 - 2	不正競争防止法に係る誓約書	1																								
2 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社〔登録・支払限度額設定〕申請・届出	1																								

新			旧			備考
	書			書		
2 - 2	貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の支払限度額増額申請書	1	2 - 2	貿易一般保険包括保険（企業総合）に係る海外商社の支払限度額増額申請書	1	
3	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書	1	3	貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書変更申込書	1	
4 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合） <u>申込データシート</u>	1	4 - 1	貿易一般保険包括保険（企業総合） <u>（新規・変更・修正）申（込・請）書</u>	1	
4 - 2	貿易一般保険包括保険（企業総合）告知書	<u>1</u>	4 - 2	貿易一般保険包括保険（企業総合）告知書	<u>1</u>	
<u>5</u>	貿易一般保険申込書	1 (1)	<u>5</u>	貿易一般保険包括保険（企業総合） <u>送り状</u>	<u>1</u>	
<u>6 - 1</u>	貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）	1 (1)	<u>6</u>	貿易一般保険包括保険（企業総合） <u>申込書</u>	<u>1</u>	
<u>6 - 2</u>	貿易一般保険訂正承認申請書	1 (1)	<u>7</u>	貿易一般保険申込書	1 (1)	
<u>7 - 1</u>	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	<u>8</u>	貿易一般保険（変更通知書・変更承認申請書）	1 (1)	
<u>7 - 2</u>	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	<u>8 - 2</u>	貿易一般保険訂正承認申請書	1 (1)	
<u>8 - 1</u>	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	<u>9 - 1</u>	貿易一般保険保険目的等譲渡承認申請書	1 (1)	
<u>8 - 2</u>	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	<u>9 - 2</u>	貿易一般保険保険目的等譲渡終了通知書	1 (1)	
<u>9</u>	貿易一般保険事情発生通知書	1	<u>10 - 1</u>	貿易一般保険質権等設定承諾申請書	1 (1)	
<u>10 - 1</u>	貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	<u>10 - 2</u>	貿易一般保険質権等設定解除等通知書	1 (1)	
<u>10 - 2</u>	貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	<u>11</u>	貿易一般保険事情発生通知書	1	
<u>10 - 3</u>	貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書	1 (1)	<u>12 - 1</u>	貿易一般保険（船積前）損失発生通知書	1 (1)	
<u>11 - 1</u>	貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)	<u>12 - 2</u>	貿易一般保険（船積後）損失等発生通知書	1 (1)	
<u>11 - 2</u>	貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)	<u>12 - 3</u>	貿易一般保険（増加費用）損失発生通知書	1 (1)	
<u>12</u>	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	<u>13 - 1</u>	貿易一般保険（船積前）入金通知書	1 (1)	
<u>13</u>	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	<u>13 - 2</u>	貿易一般保険（船積後）入金通知書	1 (1)	
<u>14 - 1</u>	貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	<u>14</u>	貿易一般保険保険金受取人指定等通知書	1 (1)	
<u>14 - 2</u>	貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	<u>15</u>	貿易一般保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書	1 (1)	
<u>14 - 3</u>	貿易一般保険（増加費用）保険金請求書	1 (1)	<u>16 - 1</u>	貿易一般保険（船積前）保険金請求書	1 (1)	
<u>15</u>	貿易一般保険保険金請求経緯書	1 (1)	<u>16 - 2</u>	貿易一般保険（船積後）保険金請求書	1 (1)	
<u>16</u>	債権一覧表	1 (1)	<u>16 - 3</u>	貿易一般保険（増加費用）保険金請求書	1 (1)	
<u>17</u>	債権一覧表に係る決済等通知書	1 (1)	<u>17</u>	貿易一般保険保険金請求経緯書	1 (1)	
			<u>18</u>	債権一覧表	1 (1)	
			<u>19</u>	債権一覧表に係る決済等通知書	1 (1)	

新			旧			備考
<u>18</u>	貿易一般保険時効中断承認申請書	1	<u>20</u>	貿易一般保険時効中断承認申請書	1	
<u>19</u>	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)	<u>21</u>	貿易一般保険損失発生確認申請書	1 (1)	
<u>20</u>	貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	<u>22</u>	貿易一般保険回収協力義務履行状況報告書	1 (1)	
<u>21</u>	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)	<u>23</u>	貿易一般保険回収金通知書	1 (1)	
<u>22</u>	貿易一般保険回収費用負担申請書	1 (1)	<u>24</u>	貿易一般保険回収費用負担請求書	1 (1)	
<u>23</u> - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)	<u>25</u> - 1	貿易一般保険権利行使等委任状	1 (1)	
<u>23</u> - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	<u>25</u> - 2	貿易一般保険権利行使等委任状（保険金請求前）	1 (1)	
<u>24</u>	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)	<u>26</u>	貿易一般保険回収納付金返還請求書	1 (1)	
<u>25</u>	貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書	1	<u>27</u>	貿易一般保険包括保険（企業総合）事務手続代行承認申請書	1	
<p>その他、日本貿易保険が提示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>			<p>その他、日本貿易保険が提示した資料及び部数による。 注：提出部数欄の（）内は、添付資料の数 提出書類及び添付資料の用紙は、原則として、A4規格のものとする。</p>			
別表2～別表4（略）			別表2～別表4（略）			
別表5（第18条第1項第1号関係）			別表5（第18条第1項第1号関係）			
約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類			約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類			
提出書類		備考	提出書類		備考	
1. 保険金請求書		別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成	1. 保険金請求書		証券番号・決済期限毎に作成	
2. 保険金請求経緯書		別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書		別紙様式第17による保険金請求経緯書	
3. 損失額を確認できる書類		(1) 損失額の算出根拠等 ① 供給契約を証する書類 ② 既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 ① 貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等）	3. 過去の取引状況確認書		保険金請求に係る船積予定日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）	
4. 保険事故を確認できる書類		(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算	4. 保険事故を確認できる書類		(1) 損失額の算出根拠等 ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算	

新		旧		備考
	<ul style="list-style-type: none"> ② 貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③ 貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合は当該加工費用等 ④ 在庫証明書、入出庫証明書 	<ul style="list-style-type: none"> 書、ライセンス契約料等) (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 <ul style="list-style-type: none"> ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る契約書等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書 		
4. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号又は第10号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類	5. 請求までに入金がない場合、入金を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	
	(2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等）	6. 保険事故の内容を証する書類	(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類（災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等） (2) 信用危険の場合、以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し ②契約キャンセルの場合、キャンセルレター等 	
	(3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類	7. 対象契約書等の写し	(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の対象契約の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある	

新		旧		備考
	<p>(5) 約款第4条第11号に該当するてん補事由のうち、当該相手方が当該対象契約を一方的に破棄したことによる保険事故については、当該相手方によるキャンセルレター等当該事実を証する書類</p> <p>(6) 約款第4条第11号イ、ロ、ハ又はニに該当する事由による保険事故については、被保険者による解除通知書等当該事実を証する書類</p> <p>(7) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p> <p>(8) 約款第4条第13号に該当する事由による保険事故については、当該公的機関が支払不能の事実を明らかにした書類の写し（会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続開始の決定については、現地裁判所の公告等手続の開始を証する書類の写し）</p>		<p>場合には、当該契約書の写し</p> <p>(3) 保険契約締結後に対象契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p> <p>8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類</p> <p>以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類（写し）</p> <p>①対象契約の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類</p> <p>②対象契約の相手方が、破産または会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続を行ったことを確認できる書類</p> <p>③転売を図り損失を軽減させたことを証する書類</p>	
5. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	<p>(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	9. 保険証券、又は契約台帳	<p>(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は契約台帳の原本</p> <p>(2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本</p>	
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 対象契約の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類</p>	10. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	<p>質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意）</p> <p>（保険証券番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）</p>	
		11. 上記1～10の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する書類		
<p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。</p>				

新		旧	備考
	② 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類 ③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類		
7. 保険証券又は保険契約台帳	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券又は保険契約台帳の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券又は変更契約台帳が発行された場合は、当該証券又は当該契約台帳の原本		
8. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合		
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。			
別表6（第18条第1項第2号関係）		別表6（第18条第1項第2号関係）	
約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類		約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類	
提出書類	備考	提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・決済期限毎に作成	1. 保険金請求書	証券番号・決済期限毎に作成
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第17による保険金請求経緯書
3. 未決済の事実及び当該未決済額を確認できる書類	(1) 手形及び ILC 決済の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間の SWIFT 電文書類の写し等、銀行等からの取	3. 過去の取引状況確認書	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、船積日を含む一覧表（様式任意）

新		旧		備考
	<p>立や督促に対して不払いを確認できる書類)</p> <p>(2) 上記(1)以外の場合は、支払人が未決済額を確認した書類（債務確認書等）又は被保険者が未決済額を表明した書類</p>	4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	<p>(1) 手形及びILC決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類）</p> <p>(2) 支払人からの債務確認書等</p>	
4. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 約款第4条第1号、第2号、第4号、第5号、第6号又は第7号に該当する事由による保険事故については、当該規制及び措置に関する法令等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款第4条第3号に該当する事由のうち、支払国に起因する外貨送金遅延による保険事故については、対象契約の相手方が外貨送金に必要な手続を実施していることを証する書類（ローカル・デポジットの証明書の写し、外貨割当申請書の写し等）</p> <p>(3) 約款第4条第8号に該当する事由による保険事故については、その事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(4) 約款第4条第9号に該当する事由による保険事故については、本邦外において生じた事由につき、その内容を証する書類</p> <p>(5) 約款第4条第12号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証する書類</p>	5. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 非常危険の場合</p> <p>①ローカルデポジットの証明書の写し</p> <p>②外貨割当申請書の写し</p> <p>③規制及び措置に関する法令等</p> <p>④その他日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証明する書類</p> <p>②3月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類</p>	
5. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	<p>(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し</p> <p>(3) 対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	6. 対象契約書等の写し	<p>(1) SALES CONTRACT、SALES NOTE、ACCEPTANCE ORDER、PURCHASE ORDER、PROFORMA INVOICE等の対象契約の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</p> <p>(3) 保険契約締結後に対象契約の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>	
6. 船積の事実及び内	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し	7. 船積の内容等を確認できる書類の写し	B/L、インボイス等船積書類の写し (仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し)	

新		旧	備考
容を確認できる書類	(2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L（荷受人の表記が「To Order」のもの）を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し	8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し	
7. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類</p> <p>① 支払人に対する支払の督促を確認できる書類</p> <p>② 保険の対象である債権を時効としない措置を取ったことを証する書類</p> <p>③ 保証人がいる場合は、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④ 担保権の設定がある場合は、担保権を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤ 対象契約上の債権保全に係る輸出者等の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥ 貨物の保全が可能な場合は、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦ 弁護士又は回収業者に債権の取立を依頼した場合は、当該取立を依頼したことを証する書類</p> <p>⑧ 対象契約の相手方について破産手続、会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続又は当該国その他の外国の法令に基づく制度上これらに準ずる手続が開始された場合は、債権届出を証する書類及び（もしあれば）届出債権の認否を確認できる書類</p> <p>⑨ 法的措置を講じた場合は、当該措置の内容を証する書類</p>	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</p> <p>①支払人に対する支払いの督促を確認できる書類</p> <p>②未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類（時効の中断を確認できる書類（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等））</p> <p>③保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類</p> <p>④担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑤債権保全のための対象契約の契約上の権利を行使したことを確認できる書類</p> <p>⑥貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類</p> <p>⑦非常危険の場合には、以下の書類 (イ)外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 (ロ)外貨割当申請が必要な場合にはこれを行ったことを確認できる書類</p> <p>⑧信用危険の場合には、以下の書類 (イ)債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 (ロ)債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類 (ハ)債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 (ニ)返済計画、配当の計画、整理案等がある</p>	
8. 過去の取引状況を確認できる書類	保険金請求に係る船積日前6月間に決済期限が到来した取引がある場合は、船積日、決済期限、決済されるべき金額、入金日、入金金額を		

新		旧		備考
	含む一覧表		場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 (ホ)法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類	
9. 保険証券又は保険契約台帳	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券又は保険契約台帳の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券又は変更契約台帳が発行された場合は、当該証券又は当該契約台帳の原本	9. 保険証券、又は契約台帳	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は契約台帳の原本 (2) 上記(1)において契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本	
10. 手形の写し	手形取引の場合(ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと)			
11. 保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件の場合	10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等	
12. 債権一覧表	約款第4条第12号又は第14号に該当する事由による保険事故の場合は、別紙様式による債権一覧表	11. 決済金額及び決済期限が確定していることを確認できる書類の写し	中長期案件の場合、貿易一般保険約款に基づく「決済金額及び決済期限等確定の通知」の写し	
13. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合	12. 債権一覧表の写し及び支払限度額を確認できる書類	信用事故の場合にのみ必要	
14. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費用を確認できる書類	主な費用は、以下のとおり。 代金回収不能貨物の処分・転売費用(倉庫保管料、転売のための再加工費用(梱包・運送費・保険料を含む))	13. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	ILC、L/Gなど支払保証付き案件についてその写し	
15. 支出費用特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類	支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成13年4月1日 01-制度-00043)に定める支出費用特約が付されている場合は、同特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類の写し ※対象：本邦又は外国における技術等の提供(原材料、労働者等を調達した費用等)のうち出来高が未承認で対価が確定していないもの	14. 手形の写し	手形取引の場合(ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。)	
16. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の対象契約について、日本貿易保険との間で別の保険契約が締結されている場合又は民間損害保険会社との間で貿易保険と同様な	15. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合(様式任意) (保険証券番号、決済期限、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要)	
		16. 代金回収不能貨物の処分に係る回収費	主な対象費用は以下のとおり。 ・代金回収不能貨物の処分・転売費用(倉庫	

新		旧		備考																
<p>ん補範囲となる保険が重複して契約されている場合は、その契約内容を確認できる書類（ただし、海上保険については対象外）</p> <p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</p>		<p>用を確認できる書類</p>	<p>保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料含む。）</p>																	
		<p>17. 支出費用特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類</p>	<p>支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00043）に定める支出費用特約が付されている場合は、同特約第3条第1項各号に定める事実を証する書類の写し</p> <p>※対象：本邦又は外国における技術等の提供（原材料、労働者等を調達した費用等）のうち出来高が未承認で対価が確定していないもの</p>																	
		<p>18. 他の保険の請求状況を確認できる書類</p>	<p>同一の対象契約について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様なてん補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）</p>																	
		<p>19. 上記1～18の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する資料</p>																		
		<p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。</p>																		
<p>別表7（第18条第1項第3号関係）</p> <p>約款第3条第3号のてん補危険の場合の提出書類</p>		<p>別表7（第18条第1項第3号関係）</p> <p>約款第3条第3号のてん補危険の場合の提出書類</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保険金請求書</td> <td>別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成</td> </tr> <tr> <td>2. 保険金請求経緯書</td> <td>別紙様式による保険金請求経緯書</td> </tr> <tr> <td>3. 損失計算書</td> <td>保険金請求書記載の運賃、保険料、その他</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	備考	1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成	2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	3. 損失計算書	保険金請求書記載の運賃、保険料、その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保険金請求書</td> <td>証券番号・決済期限毎に作成</td> </tr> <tr> <td>2. 保険金請求経緯書</td> <td>別紙様式第17による保険金請求経緯書</td> </tr> <tr> <td>3. 損失計算書</td> <td>保険金請求書記載の海上運賃、海上保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	備考	1. 保険金請求書	証券番号・決済期限毎に作成	2. 保険金請求経緯書	別紙様式第17による保険金請求経緯書	3. 損失計算書	保険金請求書記載の海上運賃、海上保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額			
提出書類	備考																			
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書、証券番号・事故発生日・事故確定日毎に作成																			
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書																			
3. 損失計算書	保険金請求書記載の運賃、保険料、その他																			
提出書類	備考																			
1. 保険金請求書	証券番号・決済期限毎に作成																			
2. 保険金請求経緯書	別紙様式第17による保険金請求経緯書																			
3. 損失計算書	保険金請求書記載の海上運賃、海上保険料、その他（倉庫保管料、検査料等）の各々の内訳額																			

新		旧		備考
	(倉庫保管料、検査料等)の各々の内訳額について記載のこと		について記載のこと(様式任意)	
4. 増加費用の支払を確認できる書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等	4. 増加費用の支払関係書類	船会社や損害保険会社等からの請求書及び支払を確認できる書類等	
5. 保険事故を確認できる書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類(船会社等からの連絡書類等)	5. 保険事故の内容を証する書類	増加費用発生の原因となった事由を証する書類(船会社等からの連絡書類等)	
6. 対象契約の成立及び内容を確認できる書類	(1) 対象契約書、発注書等の書類の写し(契約当事者双方のサインを確認できるもの)	6. 船積みを証する書類	B/L、インボイス等の写し	
	(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合は、当該契約書の写し	7. 対象契約書等の写し	保険契約締結後に対象契約の内容変更が行われた場合、変更後の契約書の写し	
	(3) 保険契約締結後に対象契約の変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し	8. 上記1~7の提出書類に代わる資料、又は提出書類内容を補足する資料		
7. 船積の事実及び内容を確認できる書類	(1) B/L、インボイス等船積書類の写し (2) 仲介貿易契約について、指図式のB/L(荷受人の表記が「To Order」のもの)を提出する場合は、B/L表面に加え、裏面の写し	注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。				